

## 清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）は自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の普及及び着用を促進することで町民の安全な自転車利用を促進し、自転車にかかる交通事故による被害の軽減に資するため、自転車乗車用ヘルメットの購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年清水町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次に掲げるいずれかの認証等を受けた新品のものであり、オークション・フリーマーケットや個人間売買等により購入されたものを除く。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCE(EN1078)マーク
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - カ その他アからオまでに掲げるマークに類するものとして町長が認めるもの
- (2) 使用者 清水町内（以下「町内」という。）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (3) 未成年者等 18歳未満の者、成年被後見人等をいう。
- (4) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者及び成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。ただし、使用者が未成年者等の場合にあつては、補助対象者はその保護者等とする。

- (1) 同一の補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 使用者（保護者等）及び同一世帯の者が町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2,000円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、ヘルメット使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。
- 3 購入に関連して発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除くものとし、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合やポイント等（ポイント、金券、商品券やそれらに類するもの）を利用した場合は、それらの相当額を除くものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、ヘルメットを購入した日から3月以内に清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、町の窓口を持参、郵送又は電子申請により町長に行わなければならない。ただし、令和8年度については、令和9年3月1日までに町長に行わなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類
- (2) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証の確認ができるもの
- (3) 振込先口座情報が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において補助金の交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者に対して、第5条の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定の取消し等を行った場合は、当該取消し等に関し、既に補助金が交付されているときは、清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第9条 町長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年5月7日から施行し、令和6年3月1日以降に購入したヘルメットについて適用する。

(施行期日前の特例)

2 令和6年3月1日から令和6年5月6日までにヘルメットを購入した者で、第5条に規定するヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類を紛失又は汚損等し、添付できない場合は、清水町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金申請書兼請求書に係る誓約書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(失効)

3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

4 この告示の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた者に係る第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。